

(仮称)第4次さっぽろ子ども未来プラン素案【概要版】

1 計画の位置付け、計画期間及び対象(第1章)

(1) 位置付け

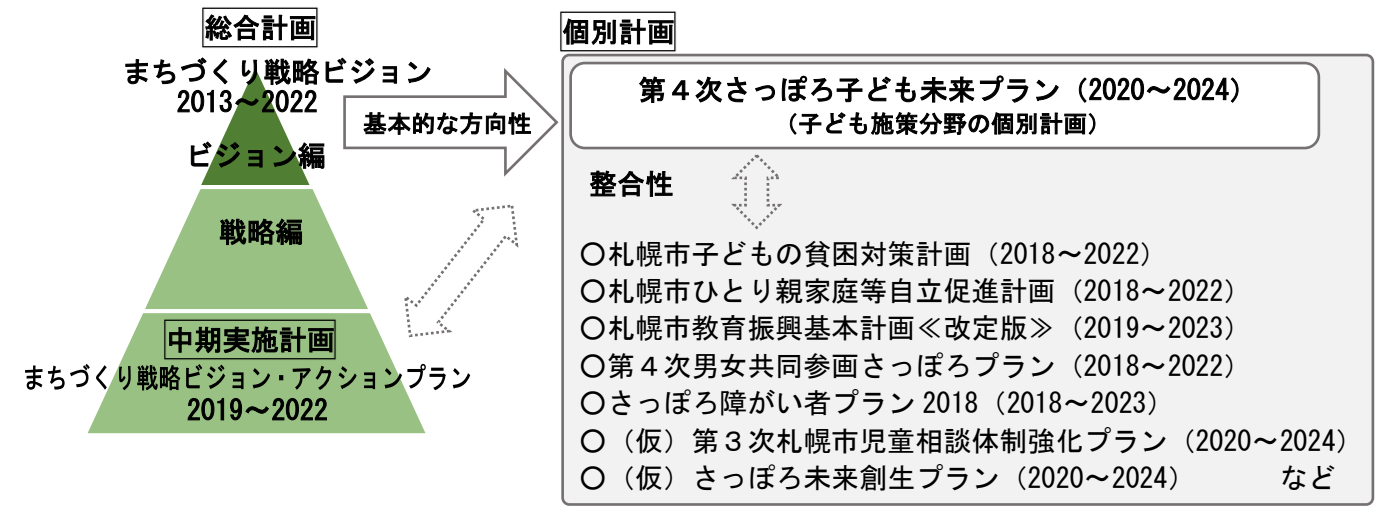
○現計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン(平成27年度～31年度)」に引き続き、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第46条第1項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、保育所等の需要・供給確保策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として策定する。

(2) 計画期間

○令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

(3) 計画の対象

○すべての子ども(おおむね18歳まで)とその子育て家庭(妊娠・出産期を含む。)及び若者(おおむね15～34歳まで、施策によって39歳まで)
○市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体



2 札幌市の子ども・子育ての現状(第2章)

前計画の実施状況

- 保育ニーズの増大を踏まえた需給計画の改定を通して、待機児童対策に全力を挙げ、国定義の待機児童数は2年連続で0人を達成。
- 子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭自立促進計画、第2次児童相談強化プラン等と連動し、配慮を要する子どもへの支援を継続実施。
- 一方、「子どもを生み育てやすい街だと思割合」は低下傾向にあるほか、重大な児童虐待の事案も生じており、市民ニーズに対応した更なる子育て支援施策の強化や、関係機関の連携強化による支援体制の拡充が求められる。

子どもに関する実態・意識調査(平成30年度実施)等から見える課題

【実態・意識調査結果における課題】

- ①乳幼児の保護者など、子どもの年齢等に応じた子どもの権利理解促進の取組
- ②市政や地域などで、子どもの主体的な参加を促進する取組
- ③子ども同士の相互理解や大人と子どもの様々な関わりを促進する取組
- ④相談先の周知や的確な対応など子どもの権利侵害からの救済体制の強化

図1. 子どもの権利の保障の状況

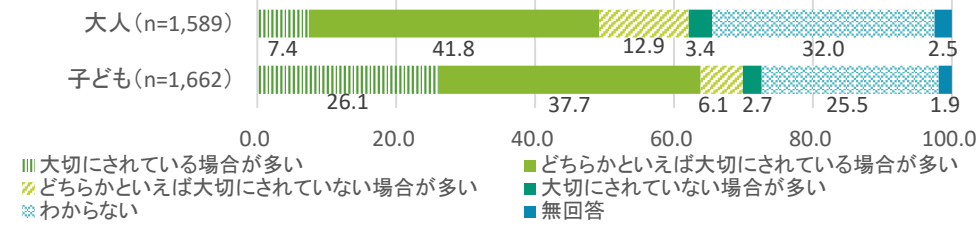


表1. 子どもアシストセンターの主な相談内容

※平成30年度相談件数：延べ件数2,653件(実件数833件)

子どもからの相談 1,497件		大人からの相談 1,156件	
① 友人関係	252件(16.8%)	子どもと教師の関係	196件(17.0%)
② 学習・進路	198件(13.2%)	不登校	124件(10.7%)
③ 親子・兄弟関係	168件(11.2%)	養育・しつけ	110件(9.5%)

就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査(平成30年度実施)から見える課題

【ニーズ調査結果における課題】

- ①父親の育児参加を更に充実させるための取組
- ②仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけの強化
- ③子育てに孤立感を抱える者や、ストレスを抱える者への支援
- ④病児保育等のサービスの更なる拡充
- ⑤子どもの健やかな育ちを支え、保護者のストレスの軽減にもなりうる子どもの遊び場の検討
- ⑥悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供手法についての検討
- ⑦市民ニーズの高い経済的支援について国制度や市独自制度を通して着実に実施
- ⑧保育ニーズの高まりを見据えた着実な取組

図1. 母親の就労状況

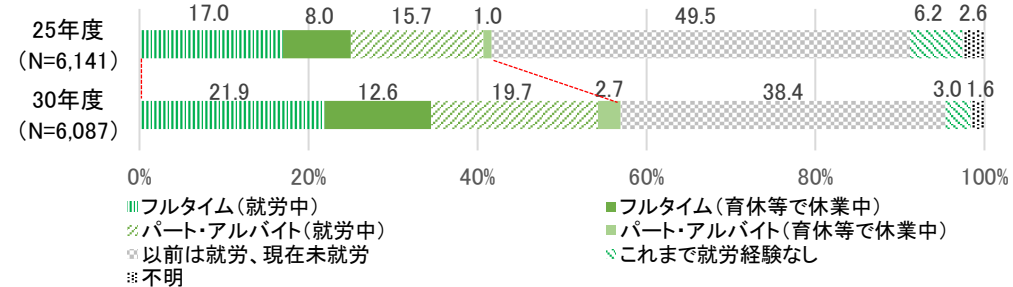


図2. 子育ての楽しさと大変さ(N=6,116)

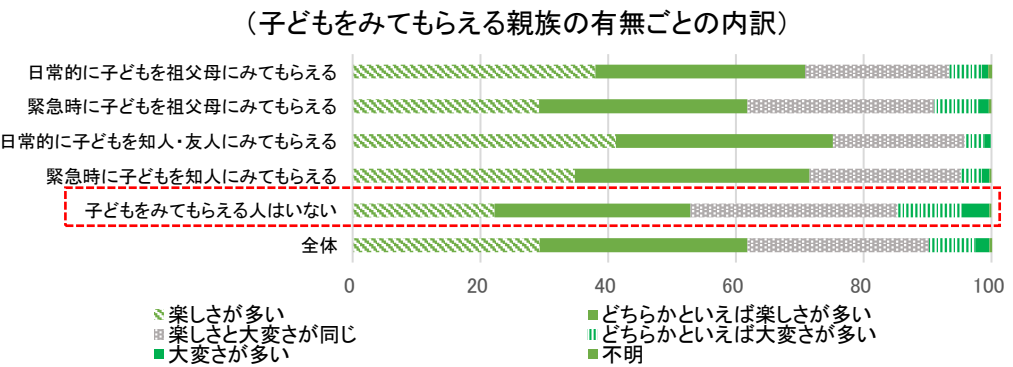
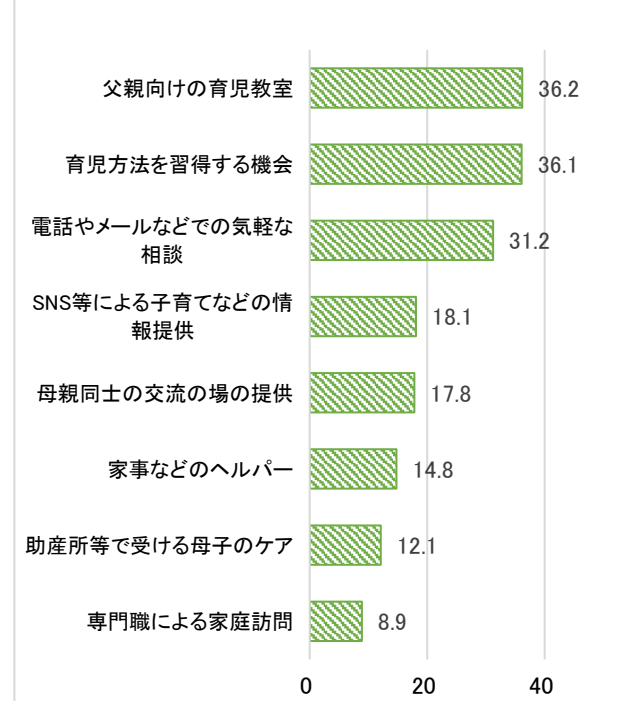


図3. 妊娠中に特に重要だと思うサポート(N=5,150)(複数回答)



(仮称)第4次さっぽろ子ども未来プラン素案【概要版】

3 計画の推進体系(第3章)

(1) 基本理念

子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

(2) 基本的な視点

- ・視点1 子どもの視点
- ・視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点
- ・視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点
- ・視点4 地域資源の活用により社会全体で連携して支える視点(新たな視点)

【視点4】新たな視点
子どもの虐待、困りごとに対し、様々な地域資源を活用し、重層的に子ども・子育て家庭を支援する体制の構築を進める。

(3) 子どもが考える未来のさっぽろ

○子どもが考える子どもにやさしいまち

- 《個性を伸ばせる・チャレンジできるまち》
- 《子どもの意見が尊重されるまち》
- 《大人と子どもが交流できるまち》
- 《安心して相談できるまち》

令和元年8月に、小学生から高校生までの子ども未来委員会に参加した子どもたちが考えた「未来のさっぽろ」を掲載。

○さらに、子どもも大人も誰もが笑顔で暮らせるように...

- 《子育てにもやさしいまち》
- 《困ったときは助け合えるまち》

(4) 基本目標

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

- 札幌市の全ての子どもに関わる施策・事業の指針となる子どもの権利保障の推進を目指し、第3次子どもの権利推進計画の位置付けも含む。
- 特に、乳幼児保護者等への普及・啓発、権利侵害からの救済体制の充実を目指す。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

- 安心して出産・子育てができるよう、仕事と子育ての両立支援の拡充や、保育所等の施設整備・質の確保、経済的ニーズへの対応に取り組む。
- 特に、保育ニーズの拡大に伴う待機児童対策、ニーズ調査結果を踏まえた父親の育児支援の拡充、乳幼児期からの切れ目のない相談支援の充実を図る。

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

- 次代を担う子どもや若者の成長を支える観点から、幼児・学校教育の推進、放課後の子ども達の健やかな育ちの充実、地域での多様な体験機会の拡充を目指す。
- ひきこもりなどの困難を有する若者が社会的に自立できる環境の充実を図る。

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

- 全ての子どもが安心して過ごせる環境の充実に向け、児童相談体制の強化を図るほか、障がい児、医療的ケアを要する子どもの支援の拡充を目指す。
- 子どもの貧困対策計画、ひとり親自立促進計画に基づく取組を着実に実施するとともに、共生社会の実現に向け、少数の立場に置かれる子どもが受け入れられる、寛容性のある社会の構築を目指す。

4 基本目標ごとの指標及び主要な活動指標(第3章)

○計画全体及び基本目標ごとに成果指標(アウトカム)を設定。

○成果指標の達成に向け、どのような資源を投入し、どのような活動を行ったのかを表す活動指標(アウトプット)を複数設定。

(1) 計画全体の指標

指標項目	現状値	目標値	考え方
自分のことが好きだと思う子どもの割合	67.4% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)	前計画の目標値(令和元年度に75.0%)からの上積みを図り、目標値を80.0%とする。
子どもが生き育てやすい環境だと思う人の割合	50.9% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)	札幌市のまちづくりの上位計画である「まちづくり戦略ビジョン」の目標値(令和4年度に80.0%)と同一にする。

(2) 基本目標ごとの指標

基本目標	指標項目	現状値	目標値
基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実	【新規】子どもの権利についての認知度	大人:61.0% 子ども:61.4% (平成30年度)	大人:75.0% 子ども:75.0% (令和6年度)
	子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	大人:49.2% 子ども:63.8% (平成30年度)	大人:65.0% 子ども:70.0% (令和6年度)
	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学生:93.5% 中学生:88.1% 高校生:87.9% (平成30年度)	小学生:96.0% 中学生:90.0% 高校生:90.0% (令和5年度)
基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実	仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合	47.1% (平成30年度)	65.0% (令和6年度)
	希望に応じた保育サービスが利用できた人の割合	67.3% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)
	【新規】父親・母親がともに子育てを担っている家庭の割合	45.3% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している子どもの割合	小6:77.3% 中3:71.4% 高2:66.2% (平成30年度)	小5:78.0% 中2:72.0% 高2:67.0% (令和5年度)
	【新規】近所や地域とのつながりがある子どもの割合	47.8% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
	【新規】社会の一員として役割を持っていると感じる若者(20~39歳)の割合	49.8% (平成28年度)	60.0% (令和6年度)
基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	20.0% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
	【新規】子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親(二世帯世帯)の割合	18.5% (平成30年度)	15.0% (令和6年度)

(3) 主要な活動指標

・・・次回子ども・子育て会議にてお示しする予定。

(仮称)第4次さっぽろ子ども未来プラン素案【概要版】

5 具体的な施策の展開(第4章)

- 基本目標は前計画を引き継ぐが、前計画の実施状況や市民ニーズ調査の結果を踏まえ、充実・拡大すべき事項を、新たな基本施策として位置付ける。
- 基本施策の推進に当たっては、地域資源の活用による連携の視点を十分考慮に入れる。

・今計画にて新たに「基本施策」に位置付けたもの …●
 ・前計画から「基本施策」の内容・表現を変更したもの …●

基本目標 1

子どもの権利を大切に
する環境の充実

- 基本施策 1
子どもの権利を大切に
する意識の向上
- 基本施策 2
子どもの参加・意見
表明の促進
- 基本施策 3
子どもを受け止め、
育む環境づくり
- 基本施策 4
子どもの権利侵害
からの救済

基本目標 2

安心して子どもを
生み育てられる
環境の充実

- 基本施策 1 ●
高まる保育ニーズ
への対応
- 基本施策 2
社会全体での子育て
支援の充実
- 基本施策 3 ●
妊娠期からの切れ
目のない支援の
充実
- 基本施策 4 ●
経済的支援の
充実

基本目標 3

子どもと若者の
成長と自立を支
える環境の充実

- 基本施策 1
充実した学校教育
等の推進
- 基本施策 2 ●
放課後の子ども
の遊び場・生活
の場の提供
- 基本施策 3 ●
地域における
子どもの成長を
支える環境
づくり
- 基本施策 4
次代を担う若者
への支援体制
の充実

基本目標 4

配慮を要する
子どもと家庭
を支える環境
の充実

- 基本施策 1 ●
児童相談体制
の強化
- 基本施策 2 ●
障がい児、医療
的ケアを必要
とする子ども
への支援の
充実
- 基本施策 3 ●
子どもの貧困
対策の推進
- 基本施策 4
ひとり親家庭
への支援の
充実
- 基本施策 5 ●
子どもを受け
入れる多様性
のある社会
の推進

基本目標 1 子どもの権利を大切に する環境の充実

基本施策 1 子どもの権利を 大切に する意識の向上

- 子どもの権利の普及・啓発
 - 子どもの権利の理解促進（保護者）
 - 子どもの権利の理解促進・学びの支援（子ども）
 - 子どもの権利を生かした学校教育の推進
- 乳幼児保護者等への普及啓発、子ども向け広報の充実 等

基本施策 2 子どもの参加・意見 表明の促進

- 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進
 - 子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進
 - 地域における子どもの参加の促進
- 子ども関連施設における子どもの参加の促進、地域における子どもの参加の促進 等

基本施策 3 子どもを受け 止め、育む 環境づくり

- 子どもの安心と学びのための環境づくり
 - 子どもが安心して暮らせる地域づくり
 - 安心して子育てできる環境づくり（困難への気づき・相談支援）
- 子どもの年齢や状況に応じた相談支援、地域の子どもの居場所づくりの促進、スクールソーシャルワーカーの活用 等

基本施策 4 子どもの権利 侵害からの 救済

- 子どもの権利侵害に関する相談・救済
 - 児童虐待への対応
 - 権利侵害等に対する意識の啓発
 - 子育てに不安を抱える保護者等への支援
- 子どもアシストセンターの救済活動、児童虐待対応、保護者への支援 等

基本目標 2 安心して子どもを 生み育てられる 環境の充実

基本施策 1 高まる保育 ニーズへの 対応

- 保育施設・事業の整備
 - 多様な保育サービスの提供
 - 幼児教育・保育の質の確保
- 私立保育所・認定こども園・地域型保育事業等の整備 等
 延長保育・一時保育事業の実施、病後児デイサービス事業の拡充 等
 研修・指導監査の実施、保育人材確保、復職・就労支援の取組充実 等

基本施策 2 社会全体 での子育て 支援の 充実

- 子育て支援の更なる充実
 - ワーク・ライフ・バランスの推進
- 子育て支援各種事業（子育てサロン、情報発信、父親による子育て参加推進） 等
 育休等取得企業助成金、企業認証・アドバイザー派遣、女性社員の活躍応援、働き方支援窓口運営 等

基本施策 3 妊娠期 からの切れ 目のない 支援の 充実

- 安心して妊娠・出産できる環境の整備
 - 健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援
- 妊娠期から出産・育児まで一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化、不妊治療等支援事業 等
 乳幼児健診、5歳児健診、発達相談、思春期ヘルスケア事業 等

基本施策 4 経済的 支援の 充実

- 経済的支援のメニューの充実
- 子ども医療費助成、保育料軽減措置、奨学金支給事業 等

(仮称)第4次さっぽろ子ども未来プラン素案【概要版】

5 具体的な施策の展開(第4章)

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

基本施策1 充実した学校教育等の推進

- 幼児期の教育の充実**
幼児教育の質の向上を図るための研修の充実、幼保小連携の推進 等
- 充実した学校教育の推進**
さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プラン、課題探究的な学習モデルの推進 等

基本施策2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

- 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供**
放課後児童クラブの充実、新型児童会館の整備、民間児童育成会への支援事業 等

基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり

- 地域での子育て支援・虐待予防の推進**
子育てサロン運営、児童虐待防止対策（オレンジリボン地域協力員） 等
- 子どもの安全・安心を確保する地域づくり**
少年健全育成事業、犯罪の無い安全で安心なまちづくり事業、地域での安全・防災教育 等
- 子どもの遊び場・生活の場づくり**
子どもの居場所づくりの促進、地域に身近な公園整備 等
- 多様な体験機会の場の充実**
少年国際交流事業、プレーパーク推進事業、文化・スポーツ体験推進事業 等

基本施策4 次代を担う若者への支援体制の充実

- 若者の成長及び自立への支援**
若者支援施設の運営、若者の社会的自立の促進事業 等
- ひきこもり・不登校等、困難を有する子ども・若者の支援**
ひきこもり対策推進事業、フリースクール補助、相談支援パートナー事業 等

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

基本施策1 児童相談体制の強化

- 児童虐待防止対策体制の強化**
児童相談体制強化（区の機能・児童相談所の機能）、子ども安心ホットライン、児童家庭支援センター連携強化 等
- 社会的養育の推進**
里親委託の推進、子育て短期支援事業 等

基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

- 乳幼児期・学校教育における支援体制の充実**
障がい児保育の実施・巡回指導、学びのサポーター活用、児童クラブにおける障がい児受入れ 等
- 障がいサービス提供体制の充実** 児童発達支援、放課後デイサービス 等
- 医療的ケアが必要となる子どもへの受入れ環境の充実** 施設等への受入れ環境整備 等

基本施策3 子どもの貧困対策の推進

- 子どもの貧困対策計画に基づく取組の推進** 子どもコーディネーターの配置 等

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

各種ひとり親家庭等支援事業 等

基本施策5 子どもを受け入れる多様性を認め合う社会の推進

- 子どもを受け入れる多様性を認め合う社会の推進**
多文化共生推進、男女共同参画意識啓発、人権教育の推進 等

6 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画(第5章)

(1) 教育・保育の提供

- ・国の「子育て安心プラン（平成29年6月公表）及び国の手引きを踏まえ、令和3年4月1日時点における、札幌市全体の必要供給量を最大限確保。
- ・増加する保育ニーズへの対応を加速し、ニーズ量>供給量となる行政区について、計画期間内の必要供給量を令和5年までに確保。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ・平成30年度に改めて実施したニーズ調査結果によって把握したニーズ量については、計画初年度においてニーズ量>供給量となる事業もあるが、計画期間内には必要供給量をそれぞれの事業の考え方によって確保していく。

(参考) 計画初年度にニーズ量>供給量となっている事業

- ・病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

7 計画の推進体制(第6章)

(1) 計画の推進体制

- ・附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」及び「札幌市子どもの権利委員会」において毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けたうえで、次年度以降の事業の改善に活かす。
- ・計画を着実に実施していくため、計画全体、基本目標毎の成果指標及び活動指標を用いて点検・評価を受ける。
- ・施策における連携の視点、SDGsの観点からの実施状況についても、必要に応じて、子ども・子育て会議の場などで報告する。

(2) 庁内の推進体制

- ・基本目標や基本施策ごとに縦割りの実施とならないよう、庁内の推進組織である「子どもの権利総合推進本部」にて毎年度、実施状況の進捗管理を行う。
- ・日常的に関係部局が組織横断的な取組を展開し、庁内一体となって本計画を推進。

(3) 計画の見直し

- ・計画期間中であっても、社会情勢が変化し、特に第5章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画」を中心に、見直しが必要となった場合は、適切に市民ニーズ等を把握した上で、札幌市子ども・子育て会議での審議を経て計画の改定を行う。

8 今後のスケジュール

令和元年9月18日(水)	第2回子ども・子育て会議(計画素案審議1回目)
令和元年11月上旬	第3回子ども・子育て会議(計画素案審議第2回目)
令和元年11月頃	庁内会議(計画原案の完成)
令和元年12月頃	議会報告
令和元年12月～令和2年1月頃	パブリックコメント
令和元年2月頃	第4回子ども・子育て会議(パブリックコメント結果報告)
令和元年3月頃	計画完成